

施策の方向性 と 新たな取り組み

住まいの状態

使用中

居住世帯のある住宅



1 空き家等の発生予防啓発・管理促進

(1) ライフステージをとらえた情報発信【拡充】

固定資産の所有者死亡時に相続人に送付する書類にも空き家関連制度のチラシを同封。

⇒ 市民が空き家に関心を持ち、我事として認識

空き家化

空き家・空き地

空き家



空き地
(未利用の空き地)

2 空き家等の活用促進

(1) 活用に消極的な所有者の掘り起こし【拡充】

空き家バンクに「管理負担軽減型賃貸」プランを追加。

〔固定資産税程度の低額で貸す代わりに維持管理は活用者負担。リノベも可。〕

⇒ 空き家の流通促進による市場活性化

(2) 空き家活用の活性化【拡充】

空き家のリノベ補助をリニューアル。

・「住宅型」

居住誘導区域の空き家を積極的活用。移住者優遇。

・「地域貢献型」

地域コミュニティに寄与するものを応援。

(体験宿泊施設、地域のサロンなど)

⇒ 空き家の活用促進による住環境向上

老朽空き家
管理不全空地

老朽空き家
(管理不全空き家 特定空き家)



管理不全空地
(特定空地)



相続放棄などにより所有者不明化

3 老朽空き家や管理不全空地の解消

(1) 空き地対策による安心安全な住環境の維持【新規】

空き地対策を条例化。

所有者不明土地法に基づく、勧告、命令、代執行等の体制整備。

⇒ 地域の安全安心確保

4 官民連携による総合的な空き家等対策の推進

(1) いつでも相談できる環境の整備とDX化【新規】

空き家に関するチャット形式の24時間相談窓口を創設。

⇒ 市民サービスの向上、マンパワー不足の解消